

尼崎市章の使用に関する取扱い内規の制定について

昭和44年10月1日

尼総第164号

所属長あて 助役通達

市章は、市を表象するものでありながら、現行法制上その使用を直接規制する定めもなく、本市自体においても、使用に関する内規もないため、ほとんど無制限に多方面に使用され、その使用が、市章本来の意義を逸脱したものとなっているふしもあり、また一部市民(団体、営利法人を含む。)の使用に対し、市の行なう行政指導も統一を欠く点もあったと思われる。

このたび、このような状況にかんがみ、市章の使用基準を骨子とする「尼崎市章の使用に関する取扱い内規」を別紙のとおり定め、市章の使用に関し、統一した処理をすることによりその適正化を図ることとした。今後は、この内規により市章の使用を規制していくこととなるので、その趣旨を十分ご理解のうえ、所属職員および貴管轄下業者等に対し、周知、指導をお願いする。

なお、現在使用している市章(模擬したものを含む。)は、市旗および尼崎市職員き章規程によるき章以外はすべて同内規第3条によりあらたに使用承認を受けなければならないこととなるので、留意されたい。

別紙

尼崎市章の使用に関する取扱い内規

(この規程の目的)

第1条 この規程は、尼崎市章(尼崎市徽章(昭和11年尼崎市告示第153号)。以下「市章」という。)の使用に関する取扱い基準を定めることにより、市民の市章に対する認識を深めるとともに、市章の適正な管理を図るため、市章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(取扱いの原則)

第2条 市章は、本市を表象するものであるので、その取扱いに当たっては、いささかもその意義を失わしめることがあってはならず、適正、かつ、慎重に取り扱わなければならない。

(市章の使用承認)

第3条 市章は、次の各号に掲げる場合に限り、その使用(類似使用を含む。以下同じ。)を承認することができる。

- (1) 市を表象する必要があると認めるとき。
- (2) 市職員が職務に従事する場合において、その行動上必要があると認めるとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市章の使用の承認を受けようとする者は、市章使用承認申請書を市長に提出しなけれ

ばならない。

(事務処理)

第4条 市章の使用に関する事務は、総務局企画管理課で処理する。

付 則

この内規は、令達の日から施行する。